

河川整備基本方針：県の修正案に対する修文案

武庫川流域委員会

松本 誠 委員長殿

2007年9月8日 奥西一夫

建設技建を通じて送付された9月1日付の修正案に対する修文という形で私のこれまでの意見書内容のとりまとめと補足をおこないます。

1. 武庫川水系河川整備基本方針（本文）について

1. 1 2ページ 1の(3)

「天井川となっている」→「天井川の様相を呈している」と修正されているが、事実関係はどうか？定義は「堤防内の砂礫堆積の進行により、河床面が周辺平野面より高くなった河川」（国土地理院のHP←地学辞典）である。元に戻すべきではないか。

1. 2 2ページ 1の(4)

「1,300～1,600mm 程度」と曖昧な表現をする理由がない。流域平均雨量を表示すべきである。平均気温や全国平均（削除されたが）は流域平均値になっている。

1. 3 2～3ページ 1の(5)

「中流部の峡谷部は貴重な自然溪岩が保たれ、・・・貴重植物が生育している。」→「中流部の武庫川峡谷は貴重な自然溪岩が保たれ、・・・貴重植物が生育している。武庫川峡谷はまた武庫川の自然環境の重要な要素の一つである。」

1. 4 5ページ 1の(7)の最後の段落

最後の3行が削除されているが、誰が削除を提案したのか？重要であるから削除は不可である。

1. 5 5ページ 1の(8)

「このような整備により、昭和13年の阪神大水害においても逆瀬川等の武庫川支川では、大きな被害を受けなかった。」の挿入は誰が提案したのか？この文章は明らかに誤っている。大きな被害を受けた芦屋川以西の流域でも同等以上の砂防事業が行われたが、大きな被害を受けた。武庫川支川で大きな被害を受けなかったのは雨量が少なかったからである。

1. 6 7ページ 2の前文

総合治水について何も書かれていないのは問題。削除部分の「このような考え方のもとに、・・・河川の総合的な保全と利用を図る。」を復活させるべきである。そして「より基本的な総合治水対策として、流域の治水安全度を高めて行くような土地利用のあり方を追及して行く必要がある。」を追加する。その他、「川を地域共有の財産と認識し」、「365日の川づくり」が削除されている

的な検討を行い、環境に配慮しつつ、必要な改修を実施する。」

1. 11 12 ページ 2の(4)の③

「・・・河川の土砂堆積,・・・」→「・・・土砂の生産・運搬,河床の流水抵抗,・・・」

1. 12 14 ページ 3の(1)を以下のように改訂(数値については流域委員会提言に基づく)

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

1/100 規模の降雨に対して、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量の最大値 4,651m³/s を基本高水ピーク流量とし、流域内の学校、公園、ため池、水田、防災調整池等および流域内の洪水調節施設により 951m³/s を調節して、河道への配分流量を 3,700m³/s とする。基本高水を超える洪水に対してはソフト対策を中心に対応する。また基本高水を超えないが河川整備が未達成のために上記の洪水調節ができない場合もソフト対策を中心に対応する。なお、近年の気象・気候変動に伴って下表に修正を施すことが必要になった場合、および洪水モニタリングによって河道への配分の変更が必要になった場合は速やかに修正をおこなう。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位: m³/s)

河川名	計画基準点	基本高水のピーク流量	調節流量	河道への配分流量
武庫川	甲武橋	4,651	951	3,700

2. 武庫川水系河川整備基本方針参考資料(治水編)について

2. 1 2 ページ 2. 2の(1)の②のあと 1項目追加

計画降雨量の算出手法(使用した確率分布モデルとその理由)と結果を略述。

2. 2 4 ページ 2. 2の(3)

流域委員会に県当局が提出した資料に記載のピーク流量 4,510 m³/s を記載。もし 4,690 にしたいのなら、その理由を書かないと表 2. 1 と論理的につながらない。モデル定数の変更が誤差範囲内という理由は成り立たないので、モデル定数も変更のこと。

2. 3 5 ページ 2. 3

計画降雨量の算出(2. 1 参照)と同様、適合度が最も高い確率分布モデルによって確立流量を算出し、雨量確率手法による結果を検証すること。

修正案の「以上の検証により、流出抑制対策を講じない場合の洪水ピーク流量 4,690m³/s は、超過確率 1/100 で発生しうるものであることが確認された」は誤りにつき、削除すること。